政治団体の異動事項 政治団体の名称等....

解散等に係る政治団体の名称等.

資金管理団体の異動事項..

Щ

教委告示

選管告示

平成二十一年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施 (建築指導課)

教科用図書採択地区の設定に関する告示の一部改正.

山陽都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課)......

Ξ

小野田都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課)........

П

公共測量の実施の終了 (監理課) .....

土地改良区役員の届出 (農村整備課)......

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示の一部改正 ( 砂防課 ) .....

報

保安林指定施業要件の変更 (森林整備課)......

目

3月3日

### 平成 21 年 (火曜日)

山口県告示第八十六号 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、

### 県営鹿野大潮地区中山間地域総合整備事業 (葉の内換地区)の換地処分 (農村整備課)........ 周東町久宗土地区画整理組合の事業計画の変更認可 (都市計画課)...... 漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意 (水産振興課)....... 二 変更に係る指定施業要件 安林の指定施業要件を次のように変更する。 関する告示 (平成十三年山口県告示第三百八号) に定めるところによる。 平成二十一年三月三日 保安林の指定をする件(平成十一年農林水産省告示第百二号)及び保安林の指定に 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 立木の伐採の方法 変更しない。

山口県知事

井

関 成

保

市農林水産部林政課及び阿武町役場に備え置いて縦覧に供する。 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課並びに萩 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種を、次のとおりとする。

## 山口県告示第八十七号

があったと認めた。 る届出を審査した結果、次の加入区について、同法第百十二条第一項の規定による同意 漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条の二第二項の規定によ

山口県知事

= 井

関

成

平成二十一年三月三日

和木加入区

: 五 五 —

五

### 山口県告示第八十八号

周東町久宗土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定に基づき、

五五五

五三五の

五三五〇

十七号 十六号 十五号 十四号 十三号 十二号 十一号 十号

九三九 九三九 五三五三の 五二五五の二 五三六の 五三七 五三八の

改良区から次のとおり役員の氏名及び住所の届出がありました。 (六六) 土地改良区の役員の氏名及び住所の届出 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地

平成二十一年三月三日

退任した役員

土地改良区の名称

監理 事事 の 別

氏 名

住

所

山口県知事

=

井

関

成

周東高森土地改良区 事 山門 賢亮 岩国市周東町下久原一一七四

( 六七) 県営鹿野大潮地区中山間地域総合整備事業 ( 葉の内換地区 ) の換地処分

とおり行いました。 県営鹿野大潮地区中山間地域総合整備事業の施行に係る葉の内換地区の換地処分を次の 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、

平成二十一年三月三日

山口県知事 = 井 関

成

八号

作業の地域

公共測量 (基準点設置)

作業の種類

報

換地処分の年月日

平成二十一年二月二十三日

換地処分の内容

た換地計画のとおり 県営鹿野大潮地区中山間地域総合整備事業 (葉の内換地区) 換地計画書に記載され

(六八) 公共測量の実施の終了

通知がありました。 第二項の規定により、 測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条 山口地方法務局長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の

平成二十一年三月三日

\_

井

山口県知事

成

関

作業の期間 宇部市大字際波

平成二十年九月二十日から平成二十一年一月三十一日まで

(六九)小野田都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧

Щ

П

 $\equiv$ 

準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供し 四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において 準用する同法第二十条第一項の規定による小野田都市計画下水道の変更に係る同法第十 山陽小野田市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において

平成二十一年三月三日

山口県知事

都市計画の種類及び名称

小野田都市計画下水道山陽小野田市公共下水道

都市計画の図書の写しの縦覧場所

\_ 井 関 成

> 用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供しま 準用する同法第二十条第一項の規定による山陽都市計画下水道の変更に係る同法第十四 条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準 山陽小野田市から都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第二項において

(七〇) 山陽都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧

山口県土木建築部都市計画課

平成二十一年三月三日

す

山口県知事 井

関

成

都市計画の種類及び名称

山陽都市計画下水道山陽小野田市公共下水道

都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

す。

なお、

試験の実施に関する事務は、

財団法人建築技術教育普及センター に行わせま

建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施します。

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第十三条の規定により、

平成二十一年二級

(七一) 平成二十一年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施

平成二十一年三月三日

山口県知事 井 関 成

試験の日時

木造建築士	試験	区分	
学	製設	学	科
科	図計	科	目
分まで	四時まで四時まで(日曜日) 午前十一時三十分から午後	ででいて、日曜日)を前十時から午後五時十分まで、「日曜日」の「日曜日」の「日曜日」の「日曜日」の「日曜日」の「日本日本」の「日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本	日時

五

試験の場所

試

験

製設

図計

四時まで 平成二十一年十月十一日 (日曜日)

試験の科目 山口県セミナーパーク 山口市秋穂二島一〇六二

学 科

建築計画、 建築構造、 建築施工及び建築法規

受験資格 設計製図

(定期)

兀

平成二十一年四月十三日 (月曜日) から同月十七日 (金曜日) まで (郵送の場合 受付期間 受験申込書の受付期間、受付場所及び受付時間 建築士法第十五条各号のいずれかに該当する者であること。

受付場所

平成二十一年四月十七日までの消印のあるものは、

有効とする。

山口市大手町三番八号 山口県建築士会館会議室

受験申込書の提出方法 午前十時から午後四時まで

六

П

 $(\Xi)$ 

受付時間

Щ

に限り郵送でもよい。この場合においては、勤務先の証明書又は住民票を添付するこ 受験申込書は、山口県建築士会館会議室において本人が直接提出すること。ただ 離島その他の遠隔地で直接申込みができない場合等やむを得ない事情がある場合

士試験」と朱書して、山口県建築士会あてに送付すること。 郵送の場合は、必ず書留速達とし、封筒の表に「二級建築土試験」又は「木造建築

インター ネットを利用する方法による受験の申込み

- うち、財団法人建築技術教育普及センター に対して、この試験の受験の申込みに必 ネットを利用する方法により受験の申込みをすることができる。 要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしているものに限り、 平成十六年以降の二級建築士試験及び木造建築士試験の受験の申込みをした者の インター
- 受験の申込みの受付期間及び受付時間

平成二十一年四月一日 (水曜日)午前十時から同月七日 (火曜日)午後四時まで

合格者の発表

午前十一時三十分から午後

学科試験合格者

1 二級建築士試験

平成二十一年八月二十五日 (火曜日) ごろ

最終合格者 平成二十一年九月八日 (火曜日) ごろ

2

木造建築士試験

平成二十一年十二月三日 (木曜日) ごろ

から同月十七日 (金曜日) まで次の場所において行う。 試験案内、 受験要領、 受験申込書等の配布は、平成二十一年四月六日 (月曜日)

配布場所	所 在 地
社団法人山口県建築士会	山口市大手町三番八号
	山口県建築士会館内
社団法人山口県建築士会岩国支部	岩国市尾津町一丁目六番三四号
	株式会社吉村設計事務所内
社団法人山口県建築士会防府支部	防府市大字新田二〇三三の一
	三田尻中関港湾福祉センター二階
下関市都市整備部建築指導課	下関市南部町一番一号
宇部市土木建築部建築指導課	宇部市常盤町一丁目七番一号
萩市土木建築部建築課	萩市大字江向五一〇
下松市建設部住宅建築課	下松市大手町三丁目三番三号
光市建設部建築住宅課	光市中央六丁目一番一号
長門市建設部都市建設課	長門市東深川一三三九の二
柳井市建設部土木建築課	柳井市南町一丁目一〇番二号
周南市都市開発部建築指導課	周南市岐山通一丁目一
山陽小野田市建設部建築住宅課	山陽小野田市日の出一丁目一番一号

- 築技術教育普及センター中国四国支部 (電話○八二−二四五 この試験についての問合せは、広島市中区大手町二丁目一一番一五号財団法人建 -八〇五五)にするこ
- 設計製図の課題は、 平成二十一年六月十日 (水曜日) ごろから財団法人建築技術

X

宇部市、

山陽小野田市」

を

玖珂地区」

を「岩国地区」に、

宇

部 狭

地 地

山陽小野田地区

試験当日に試験場に掲示する。 教育普及センター各支部及び社団法人山口県建築士会に掲示するとともに、学科の



たかむら勉 君を育てる!!

原田

· 鸮 心

対対

|防府市天神

恒明

绝

政治資金規正法第19条 正法第19条 の 7 第 1 項 3 第 2 号に係 る国会議員 関係政治団

平成20、

政治団体の名

代表者の 氏

会計責任 者の氏名

主たる事務所の 所 在 地

Æ

公職の種類

その他の 事 項

備届年日

多出田

公職の候補者 炒

## 山口県教育委員会告示第二号

号)の一部を次のように改正する。 教科用図書採択地区の設定に関する告示 (昭和三十九年山口県教育委員会告示第九

平成二十一年三月三日

Щ П 県 教 育 委

員

숲

X 宇部市 山陽小野田市」 に改める。

П

# 山口県選挙管理委員会告示第二十二号

Щ

あった政治団体の名称等は、 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第六条第一項の規定による届出が 次のとおりである。

平成二十一年三月三日

山口県選挙管理委員会委員長 上 符 正 顕

山下竜也後援会	南野京右後援会	政治団体の 名 称
兼重	松本	代表
ıĸ	政治	海の名
極	山崎	会計者の
裕 計	信彰	責用
山口市平井1492の10	長門市仙崎1833	主たる事務所の所在地
		その他の事項
" " 18	平成20、 12、19	備 考 (届出)

# 山口県選挙管理委員会告示第二十三号

あった政治団体の異動事項は、 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第七条第一項の規定による届出が 次のとおりである。

平成二十一年三月三日

山口県選挙管理委員会委員長 上 符 正 顕

	自由民主党山口県第三選挙区支部			自由民主党山口県第一選挙区支部	自由民主党熊毛支部	政治团体の名称		
代表者であるる。 る分職の候補者に係る 公職の種類	国会議員関 係政治団体 の区分	会計責任者	代表者である。 るのでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	会政区 議治分 回回	会計責任者	共豐岩	<b>₩</b>	
衆議院議員	政治資金規正 法第19条の7 第1項第1号 第1項第1号 に係る国会議 員関係政治団 体	原田 万史	衆議院議員	政治資金規正法第19条の7法第19条の7第1項第1号 第1項第1号 に係る国会議員関係政治団体	上田 簡	新	異動	
	国会議員関係 政治団体以外 の政治団体	片山 健市		国会議員関係 政治団体以外 の政治団体	山田 武朗	田	内容	
	n 24			" 26	平成20、 12、24	(年月日)		

平成21年3月	月3	日 火曜日	3	Щ	П	県	į	段	(定	期)		第	2037 号		
	石田修一後援会		安倍晋三後援会			民主党山口県第 4 区総支部		自由民主党山口支部		自由民主党山口県第四選挙区支部			自由民主党山口県第二選挙区支部		
国会議員関 の区治団体 体	会計責任者	推薦又は基本に係るである。 はの後の後に をであると をできると のできると のでを のできると のできると のできると のできると のできると のできると のできると のできると のできると のできると のできると のできると のできると のできると のできる のできる のできる のできる のでも のできる のでを のでを のできる のできる のでを のでを のできる のできる のできる のでを のでを のできる のできる のでを のでを のでを のでを のでを のでを のでを のでを	公職の候補 者の氏名	国会議員関係政治団体の区分	代表者である公職の候補者に係る公職の種類	国会議員関 係政治団体 の区分	務所	代表者	る公職のの領法を表するののでは、大学のののでは、大学のののののでは、大学のののののでは、大学のを表して、大学のを表して、大学のでは、ないがは、ないがは、ないがは、ないがは、ないがは、ないがは、ないがは、ないが	# # # # # # # # # # # # # # # # # # #	会政序 議治公 具団	補者に係る公職の種類	成区 表の紹介 音韻 での	会なな	_
政治資金規正 法第19条の7 第1項第2号 に係る国会議 体関係政治団	川向実	衆議院議員	安倍 晋三	政治資金規正 法第19条の7 第1項第2号 第1項第2号 に係る国会議 員関係政治団	衆議院議員	が来13米の 第1項第1号 に係る国会議 員関係政治団	山口市神田町 9番16号 政治資金規正 详第10条の7	武田 寿生	衆議院議員	関係政治	政治資金規正 法第19条の7 第1項第1号 に係る国会議		に係る国会議員関係政治団体	政治資金規正 法第19条の7 第1項第1号	; ; ;
国会議員関係 政治団体以外 の政治団体	加藤 武雄			国会議員関係 政治団体以外 の政治団体		国会議員関係 政治団体以外 の政治団体					国会議員関係政治団体以外		の政治回存	議団員	-
	" 10		" 12		:			1		" 12			" 17		- - -
			河村建夫後援会			河村建夫小野田連合後援会				河村建夫小野田後援会				河村建夫宇部後援会	
事務所	会計責任者	推薦、 は、 は、 は、 の、 の、 の、 の、 の、 の、 の、 の、 の、 の	公職の候補 者の氏名	国会議員関 係政治団体 の区分	に 関係 の の の の の の の の の の の の の の の の の の	公職の候補者の氏名	国会議員関係 の区が回体 の区分	の種類	又係候る	公職の候補 者の氏名	の政治国際の対象の対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対	可 小 禁 品 問	維持職にの係権の係例の保証のの様々な様のを利ける権力を考える者を	公職の候補 者の氏名	-
美祢市伊佐町 伊佐4823の1	三井 康司	衆議院議員	河村 建夫	政治資金規正法第19条の7法第19条の7第1項第2号第1項第2号に係る国会議員関係政治団			第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	政治資金規	衆議院議員	河村 建夫	第1項第2号 に係る国会議 員関係政治団 体	政治資金 法第19条	衆議院議員	河村 建夫	-
美祢市伊佐町 伊佐4611の1	木村 周作			国会議員関係 政治団体以外 の政治団体			国会議員関係 政治団体以外 の政治団体				国で議員製品政治団体以外の政治団体	<u>}</u>			六
			"			"				"				"	-

_	平成	21年	3月	3 日	火曜	Β		Щ	[	اِ ا	果	報	()	定期)		第	203	7号	
_			河内よしひさ後援会	江翔会			建政同志会					河村たけおを支える会						河村建夫美祢市後援会	
_	<ul><li>窓政治団体</li><li>の区分</li></ul>	AD.	代表者	事務所	職の候補者に係る公職の種類	推薦又は支持に係る公	公職の候補 者の氏名	の区分回が	国会議員関	無推議といいます。 関いのでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、		国会議 係政治団関 の区分 分 体	会計責任者	代表者	職の候補者に係る公職の種類	推薦又は支持に係る公	公職の候補者の氏名	が反が回答の区分	国会議員関
	で係る国会議 員関係政治団 体	政治資金規正 法第19条の7 第1佰第つ号	河内 賀寿	下関市椋野町 1丁目18番43 号	議院		河村 建夫	に係る国会議 員関係政治団 体	政治資金規正 法第19条の7 第 1 項第 2 号	衆議院議員	河村 建夫	法第19条の7 第1項第2号 に係る国会議 員関係政治団	藤井 允雄	岡崎 清隆	衆議院議員		河村 建夫	に係る国会議 員関係政治団 体	政治資金規正 法第19条の7 第1項第2号
	政治団体以外の政治団体	     課	中村九一	下関市貴船町 3 丁目16番47 号				政治国体以外の政治国体	会公 議日 記字			国会議員関係 政治団体以外 の政治団体	宮本 悦子	藤井 允雄				反治国体以外の政治国体	니쐕때
_			" " 3	" 1		•	" "					" "	•					" "	
_	山口政経研究会			E	垣田自硅% 堰本	徳倉照夫後援会			たけお会		計止分		政経問題研究会			市民連合下関			高村正彦後援会
_	公職の候補 者の氏名	受及の対対の対対の対対の対対の対対に対対が対対に対対に対対に対対に対対に対対に対対に対対に対対に対対に対対に対	你特	事務所	会計責任者	代表者	に係る公職の種類	推薦を受ける。 おいい はい は	公職の候補 者の氏名	国会議員関係政治団体の区分	允答	時間の変形を表する。	の氏豆食会	公公	国会議員関係政治団体	事務所	る類公	推薦又は表に係るである。	公職の候補 者の氏名
	安倍	係る国会関係政治	政治資金規正 法第19条の7 第1項第2号		中光義	徳倉 照夫		衆議院議員	河村 建夫	法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	上 会 治 省 余 規	衆議院議員	河村 建夫	係る国会関係政治	政治資金規正 法第19条の7 第1項第2号	丁 <b>目</b> 18	羅 计 杰	衆議院議員	高村 正彦
_		反派回体の反派回体	会必 議日 記字	岩国市南岩国 町5丁目13番 10号	田	田中 和夫				国会議員関係 政治団体以外 の政治団体	からのもの	÷		政治団体	国会議員関係政治団体以外	3 丁自16番47 号	盟市貴船		
_	"			"	"	"			"		"		*			"	:		"
_	12			16		25			24		17		24			_			26

22

15

18

金二千七百円 (送料共)

(定期)		第 2037	号
	山本繁太郎後援会		
推薦区間に関いては、現の保険のは、現の保を受に関いて、関いの保をに対して、関いのに対対のを対対の関連を対対が、対対に対対が、対対に対対が、対対に対対が、対対に対対が、対対に対対が、対対に対対が、対対に対対が、対対に対対が、対対に対対が、対対に対対が、対対に対対が、対対に対対が、対対に対対が、対対に対対が、対対に対対が、対対に対対が、対対に対対が、対対に対対が、対対に対対が、対対が、	公職の候補 者の氏名	国会議員関 係政治団体 の区分	維持に関し、人間の発生の発生の発生の発生の類別の発生の発生の対ける、現るを観力と対して、対して、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、は、は、は、は
衆議院議員	山本繁太郎	政治資金規正 法第19条の7 第1項第2号 第6系列会議 定係る国会議 員関係政治団	
		国会議員関係 政治団体以外 の政治団体	

=

17

吉田芳春後援会

ᄪ

雅彦

吉田八重子

大島郡周防大島町大字久賀6972

=

15

二井せきなり美祢後援会

牛尾

|

清火

判職

美祢市伊佐町伊佐4546

=

18

22

二井せきなり萩後援会

都志見久令 男

田坂

泰濶 萩市大字今古萩町35

二井せきなり由宇後援 会

中木

露||

堂原

弛

岩国市由宇町港2丁目11番13号

17

## 山口県選

報

があった 政治資金

平成

県

П

政治団体の名称

代表者の 氏

会計責任 者の氏名

主たる事務所の所在地

解 年月日

30

25

=

山口県選挙管理委員会委員長 上 符 正 顕二十一年三月三日 解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。 解 <b>挙管理委員会告示第二十四号</b> )第十七条第一項の規定による届出 <b>選挙管理委員会告示第二十四号</b>
---

# 山口県選挙管理委員会告示第二十五号

があった資金管理団体の異動事項は、次のとおりである。 政治資金規正法 (昭和二十三年法律第百九十四号) 第十九条第三項の規定による届出

平成二十一年三月三日

山口県選挙管理委員会委員長 上 符 正 顕

戸倉多香子	高邑 勉	江島 潔	の油山寺県の異動の届出をした者の氏名	金管理団
"	衆議院議員	<b>寸</b> 野 東	公職の種類	
たかこの会	青山会	江翔会	資金管理団体の名称	
公職の 種類	允答	事務所	事項	
衆議院議員	青山会	下関市椋野町1丁目18	新	異動
参議院議員	たかむら勉 強会	下関市貴船 町3丁目16 番47号	П	内容
" 1	" " 17	平成20、	年月日	